

遊漁におけるまき餌について

1 遊漁におけるまき餌釣りに係る委員会指示の経緯経過

平成14年12月に水産庁長官から『海面における遊漁と漁業との調整について』通知があり、「まき餌釣漁法の解除」と「都道府県ごとの実情により、まき餌釣漁法の禁止区域を規定すること」について、技術的助言がありました。

また、平成15年4月に『遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律』が施行され、遊漁船業について届出制から登録制への移行や水産動植物の採捕に関する規制内容の周知等が業者に義務付けられました。

このような大きな制度改正にあわせて、県内遊漁者の増加やその形態等の変化を踏まえ、県内各地域の「地元ルール」を調査し、千葉海区漁業調整委員会と連携して、全面的なまき餌釣漁法の解除ではなく、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県海面利用協議会推奨ルール」による新たな枠組みを平成16年度に構築しました。

2 他都県のまき餌釣りの状況について

(1) 東京都（東京海区漁業調整委員会指示）

(※ 令和6年11月 漁業調整規則改正、まき餌釣りの禁止規定を削除)

【船舶を使用する場合】

- ・まき餌かごの数 1 仕掛けにつき 1 個
- ・まき餌かごの大きさ
 - 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域 外径 5.5 センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る） 23 センチメートル以下
 - 東京都内湾海域 外径 5 センチメートル以下、長さ 8 センチメートル以下
- ・まき餌の使用量（1 人 1 日当たり）
 - 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域 9 キログラム以内
 - 東京都内湾海域 3 キログラム以内

【船舶を使用しない場合】

- ・まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

(2) 神奈川県（神奈川県海区漁業調整委員会指示）

【船舶を使用する場合】

- ・まき餌かごの数 1 仕掛けにつき 1 個
- ・まき餌かごの大きさ
外径（放出するまき餌量調整などのために取り付けられた突起した部分を除く。）
5. 5 センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る。）
16 センチメートル以下のいずれの条件も満たすもの

(3) 静岡県（静岡県海区漁業調整委員会指示）

【船舶を使用する場合】

- ・まき餌かごの数 1 仕掛けにつき 1 個
- ・まき餌かごの大きさ
直径 5 センチメートル以下、長さ 15 センチメートル以下

(4) 茨城県（茨城県海区漁業調整委員会指示）

（※ 令和 7 年 5 月 漁業調整規則改正、まき餌釣りの禁止規定を削除）

- ・船上からのまき餌釣り禁止
- ・鹿島港魚釣園を除き、陸上からのまき餌釣り禁止
- ・鹿島港魚釣園におけるまき餌の使用量は、1 人 1 日当たり 2 キログラム以内

3 本県のまき餌釣りルールの周知状況について

(1) パンフレット等を作成し、各関係機関等に配布

令和 6 年度においては、漁協、遊漁船業者、県内外の釣具店・釣餌店・マリーナなどに、パンフレット約 9 千枚、シール約 600 枚を配布し、海面におけるルールを遊漁者、遊漁船業者等に周知しました。

(2) 千葉県ホームページへの掲載

(3) 遊漁船業者への任意立入検査でのルール周知

令和 7 年 3 月末現在、本県に登録されている遊漁船業者数は、385 業者、552 隻です。

登録は 5 年ごとに更新を受けることとされていますが、5 年間の登録期間中に原則 1 回、営業所及び遊漁船への登録事項確認検査を任意で行っており、その際に営業所や遊漁船へのルールの掲示や乗客への周知を指導しています。

船釣りをする遊漁者の皆さんへ

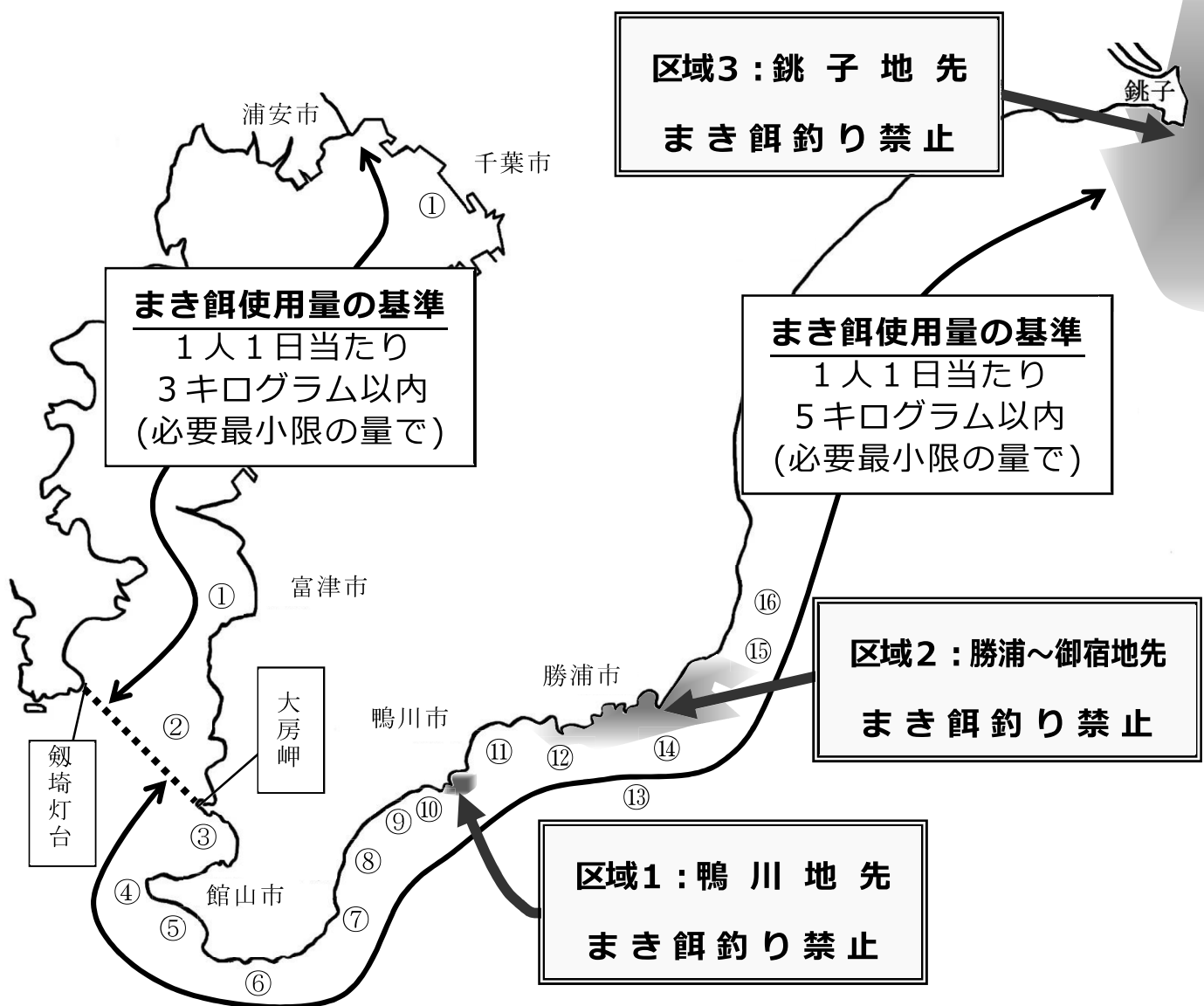
千葉県海には、船釣りのルールがあります。

千葉海区漁業調整委員会指示＜下図＞

1. 下図の1、2、3の区域において、
船舶を使用した遊漁のまき餌釣りは禁止されています。
2. 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合、
1人1日当たりのまき餌の使用量は、下図のとおり制限されています。

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール＜裏面＞

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。



- ！ 原則、船室外にいるすべての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。
- ！ 漁業者の網に切れた釣り針等が絡まり、けがや網の破損被害が発生しています。
残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和6年8月1日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しない。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1) 出港時間 夜明け (2) 入港時間 午後1時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(毎月第1、第3土曜日、お盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668'、東経 139° 46.800' (世界測地系)北緯 35° 10.866'、東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は午前6時～正午までとする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 利用者が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とする。 3 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月までの期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯 34° 58.499'、東経 139° 46.006' の点 イ 北緯 34° 59.306'、東経 139° 45.903' の点 ウ 北緯 34° 59.231'、東経 139° 44.062' の点 エ 北緯 34° 57.625'、東経 139° 43.947' の点 オ 北緯 34° 57.925'、東経 139° 45.210' の点 (注) 緯度経度は世界測地系	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、オキアミ禁止。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む。)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯 35° 06.277'、東経 140° 12.784' の点 ウ 北緯 35° 06.218'、東経 140° 12.534' の点 エ 北緯 35° 06.207'、東経 140° 12.049' の点 オ 北緯 35° 06.651'、東経 140° 11.106' の点 カ 漁業権基点南72号の3 (鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱(第3標柱)) (注) 緯度経度は世界測地系
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船の休業日は毎月第2及び第4水曜日とする。 2 コマセ籠はLまでとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2、第4水曜日及び元日とする。 2 操業時間は、日の出から日没までとする。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長22センチメートル以下のキンメダイ (3) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を午前8時30分から午前11時30分までとする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前4時 (2) 入港時間 正午 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休業日は、毎月第1及び第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～翌年5月6日。操業時間は午前5時30分～正午まで(10月から11月末日まで)、午前6時～正午まで(12月から翌年5月6日まで)。午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは9月1日～翌年3月31日及び5月1日～5月6日。正午まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休業日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコードから千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>



遊漁者の皆さんへ

○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあつては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県のほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。

この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

○ 磯遊びのルール＆マナー

1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

※アワビ、ナマコ、シラスウナギについては特定水産動植物のため、漁業権が設定されていない区域でも採捕が禁止されています。

2. 使用できる漁具・漁法

・釣り以外では、千葉県漁業調整規則により次のものに限られています。
ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません。

- ① たも網・すくい式さ手網
- ② 投網（船を使用してはならない）
- ③ 徒手採捕
- ④ くまで等

・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県の海でまき餌釣りをするときは、
ルールを守らなくちゃいけないんだよ。

- ・まき餌の量はできるだけ少なくしよう。
- ・残ったまき餌やゴミを海に捨てないようにしよう。
- ・海を大切に守っている漁師さんの言うことを聞こう。



【お問い合わせ先】 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)
銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)
勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)
詳細は、URLまたはQRコード®から県ホームページをご確認ください。



「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>